

(写)

母子保健に係る健康診査等事業委託契約の一部変更契約書

令和7年4月1日、別表1～3に掲げる市町長（以下、「甲」という。）と一般社団法人兵庫県助産師会が別に定める同会に加入している母子保健に係る健康診査等事業協力助産所（以下、「乙」という。）との間において、妊婦健康診査事業、新生児聴覚検査事業、産婦健康診査事業の実施について締結した母子保健に係る健康診査等事業委託契約の一部を次のとおり変更する契約を締結する。

なお、兵庫県は甲から、一般社団法人兵庫県助産師会は乙から、この契約の締結の代理人として委任を受けているものである。

第1 前文について、下記の下線部の文言を追記

前文：別表1～5に掲げる市町長（以下、「甲」という。）と一般社団法人兵庫県助産師会が別に定める同会に加入している母子保健に係る健康診査等事業協力助産所（以下、「乙」という。）との間において、妊婦健康診査事業、新生児聴覚検査事業、産婦健康診査事業の実施について、次のとおり契約を締結する。
なお、兵庫県は甲から、一般社団法人兵庫県助産師会は乙から、この契約の締結の代理人として委任を受けているものである。

第2 末文について、下記の下線部の文言を追記

末文：この契約の成立を証するため、本契約書を2通作成し、甲、乙の契約の締結の代理人が記名押印のうえ、各その1通を所持するものとする。

第3 別表の追記

別表3（産婦健康診査事業実施市町）へ芦屋市長、伊丹市長、加古川市長、稲美町長、播磨町長、たつの市長、太子町長を追記。

（ 別表3 ） 産婦健康診査事業実施市町：34市町

明石市長	芦屋市長	宝塚市長	三田市長	伊丹市長	猪名川町長
加古川市長	稲美町長	播磨町長	高砂市長	小野市長	加東市長
西脇市長	多可町長	三木市長	加西市長	市川町長	福崎町長
神河町長	たつの市長	太子町長	佐用町長	宍粟市長	相生市長
赤穂市長	上郡町長	豊岡市長	朝来市長	養父市長	丹波市長
丹波篠山市長	洲本市長	淡路市長	南あわじ市長		

附 則

この一部変更契約は、令和8年4月1日以降適用する。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙の契約締結の代理人の記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和8年4月1日

(甲の契約締結の代理人)

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県

兵庫県知事 齋藤元彦



(乙の契約締結の代理人)

神戸市中央区下山手通5丁目8番14号

山手ダイヤハイツ305号

一般社団法人兵庫県助産師会

会長 小山千里

